

(記入例)

請求日 年 月 日

袖ヶ浦市長 様

施設等利用費請求書（償還払い用）

幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚部利用者の預かり保育事業又は認可

【令和5年7月～令和5年9月分請求用】

第4期（1月～3月利用分）の請求は日付を記入しないでください。

私は、子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定により、施設等利用費の給付について、下記のとおり請求しますので、指定する償還払いの振込先口座に振り込んでください。
なお、施設等利用費の審査にあたり、次の事項に同意します。

- 1. 申請者と認定子どもが、袖ヶ浦市内に居住していることを袖ヶ浦市が住民基本台帳で確認すること。
2. 実際に利用していることを袖ヶ浦市が対象施設に確認すること。
3. 利用料の支払い状況を袖ヶ浦市が対象施設に確認すること。
4. 課税状況を袖ヶ浦市が確認すること。

1. 施設等利用給付認定保護者(請求者)

Table with fields: フリガナ (ソテガウラ タロウ), 生年月日 (昭和62年4月2日), 氏名 (袖ヶ浦 太郎), 認定子どもとの続柄 (父), 現住所 (袖ヶ浦市坂戸市場O丁目◇番地□), 電話 (012-3456-7890)

2. 認定子ども(認定子どもごとに申請してください)

Table with fields: 法第30条の4の認定種別 (第2号), 認定番号 (000000000000), 生年月日 (平成30年3月31日), フリガナ (ソテガウラ イチロウ), 氏名 (袖ヶ浦 一郎), 住所 (令和5年7月1日～令和5年9月30日の間の住所), 転入/転出状況

3. 在籍する幼稚園・認定こども園・特別支援学校について記入

Table with fields: フリガナ (ソテガウラヨウチエン), 施設名称 (袖ヶ浦幼稚園), 所在地 (〒), 電話, 在籍状況 (期間中在籍), 転入/転出日

4. 償還払いの振込先を記入してください (次の)

- 公金受取口座を利用する (利用する場合は公金受取口座を登録していない方は、マ
☑ 振込口座を指定する (※1)

公金受取口座への振込は、「1. 施設等利用給付認定保護者（請求者）」に記載されている方が、マイナポータルへの公金受取口座の登録を済ませている場合にご利用いただけます。

Table for bank details: 金融機関名 (ガウラ 銀行・信用金庫 袖ヶ浦 支店), 預金種目 (普通), 口座番号 (1 2 3 4 5 6 7), 口座名義 (ソテガウラ タロウ)

※1 申請者と口座名義が異なる振込先を指定する場合は、本市指定の委任状を提出してください。

5. 在籍園の預かり保育事業以外に認可外保育施設等の利用費の償還払いを受けることができる場合は記入(※2)

※①～⑥に書き切れない数の施設・事業を利用した場合は、余白等に記載してください。

①	フリガナ 施設名	ソテガウラホイクエン 袖ヶ浦保育園	所在地	〒 299-0299 袖ヶ浦市坂戸市場1-2 電話： 0438-62-0000
②	フリガナ 施設名		所在地	〒
③	フリガナ 施設名		所在地	電話：
④	フリガナ 施設名		所在地	〒
⑤	フリガナ 施設名		所在地	〒
⑥	フリガナ 施設名		所在地	〒

認可外保育施設等の給付が対象となる場合のみご記入ください。
(十分な預かり保育を実施していない幼稚園利用中の場合)

※2 「在籍園の預かり保育事業以外に認可外保育施設等の利用費の償還払いを受けることができる場合」とは、在籍園の預かり保育事業について、教育時間未滿又は年間(平日・長期休業中・休日の合計)開所日数200日以上であること。

認可外保育施設等の給付が対象となる場合のみご記入ください。

6. 在籍園の預かり保育事業と、認可外保育施設等の利用(※3参照)における利用費の償還払い請求の内訳を記入

利用年月	在籍園の預かり保育事業				認可外保育施設等に支払った金額(d) ※3 ※4	請求額 ※5 (「c+d」が月額上限額の低い方を記入)
	施設に支払った金額(a) ※4	利用日数	対象額(b) (450×利用日数)	aとbの金額の低い方を記入(c)		
令和5年 7 月	7,800 円	15 日	6,750 円	6,750 円	8,000 円	11,300 円
令和5年 8 月	5,000 円	10 日	4,500 円	4,500 円	4,500 円	9,000 円
令和5年 9 月	7,800 円	15 日	6,750 円	6,750 円	9,000 円	11,300 円
請求額の合計						31,600 円

※3 「認可外保育施設等に支払った金額」は、在籍園の預かり保育事業について、教育時間を含む平日の預かり保育事業の提供が可能な場合、認可外保育施設等の利用費の償還払い請求が可能な場合。

※4 金額については、訂正印での修正ができませんので、記入の際はご注意ください。

※5 金額が間違っていた場合、再度請求書を記入していただきます。ご不明な場合は、保育幼稚園課にお問い合わせください。